



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6163379 号
(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第45類

簡易裁判所に対する手続の代理およびこれに関する法律事務、破産・債務整理に関する法律事務、破産・債
その他別紙記載

商標権者
(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

福岡県福岡市博多区博多駅前1-1-1 博多新三井
ビルディング8階

司法書士法人みつ葉グループ

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願2018-110454

出願日
(FILING DATE)

平成30年 9月 3日 (September 3, 2018)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 1年 7月 19日 (July 19, 2019)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 1年 7月 19日 (July 19, 2019)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

松永

